

○議事日程

令和6年12月4日（水） 午前9時00分開議

日程第 1・南足柄市外五ヶ市町組合議会議員の選挙

日程第 2・松田町外二ヶ町組合議会議員の選挙

日程第 3・同意第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 4・議案第55号 工事請負変更契約の締結について（令和6年度開成町民センター老朽化対策工事）

日程第 5・議案第56号 令和6年度開成町一般会計補正予算（第5号）について

日程第 6・議案第57号 指定管理者の指定について（開成水辺スポーツ公園）

日程第 7・議案第58号 指定管理者の指定について（開成町グリーンリサイクルセンター）

日程第 8・議案第59号 指定管理者の指定について（開成駅前第1自転車駐車場）

日程第 9・議案第60号 指定管理者の指定について（あしがり郷「瀬戸屋敷」）

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員（11名）

1番	清水友紀	2番	吉田敏郎
3番	石田史行	4番	井上慎司
5番	武井正広	6番	星野洋一
7番	今西景子	8番	寺野圭一郎
9番	佐々木昇	10番	山下純夫
12番	山本研一		

○説明のため出席した者

町	長	山神裕	副	町	長	石井護
教	育	長	石塚智久	参	事	（兼）
				企	画	政策課長
参	事	（兼）	参	事	（兼）	岩本浩二
総	務	課	長	山	口	哲也
				地	域	防災課長
参	事	（兼）	中	戸	川	進二
福	祉	介	護	財	務	課
				長	高	島
					大	明

税務窓口課長 奥津亮一 環境課長 高橋清一  
保険健康課長 土井直美 こども課長 田中美津子  
都市計画課長 柏木克紀 都市整備課長 井上 昇  
産業振興課長 中村 睦 会計管理者  
（兼）出納室長 石井直樹  
参事（兼） 田中栄之 生涯学習課長 田代孝和  
学校教育課長

○議会事務局

事務局長 遠藤直紀 書記 佐藤久子

○議長（山本研一）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより令和6年開成町議会12月定例会議（第2日目）の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（山本研一）

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1 南足柄市外五ヶ市町組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

御異議なしと認め、議長が指名することに決定いたしました。

南足柄市外五ヶ市町組合議会議員に遠藤宏治さん、高野伸一さん、井上剛さんを指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名した遠藤宏治さん、高野伸一さん、井上剛さんを南足柄市外五ヶ市町組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

異議なしと認め、遠藤宏治さん、高野伸一さん、井上剛さんが南足柄市外五ヶ市町組合議会議員に当選されました。

日程第2 松田町外二ヶ町組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名選挙で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

御異議なしと認め、議長が指名することに決定いたしました。

松田町外二ヶ町組合議会議員に露木一男さん、杉山博さんを指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名した露木一男さん、杉山博さんを松田町外二ヶ町組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

異議なしと認め、露木一男さん、杉山博さんが松田町外二ヶ町組合議会議員に当選されました。

日程第3 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

議案の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

おはようございます。

提案理由。固定資産評価審査委員会委員のうち1人の任期が満了になるため、引き続き同人を再任したいので提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって同意しました。

日程第4 議案第55号 工事請負変更契約の締結について（令和6年度開成町民センター老朽化対策工事）を議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。令和6年度開成町民センター老朽化対策工事の工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2

条の規定により提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

それでは、ファイル03、議案第55号を御覧ください。議案第55号 工事請負変更契約の締結についてを説明いたします。

令和6年度開成町民センター老朽化対策工事について、次のとおり請負変更契約を締結するものです。

1、契約の目的としまして、令和6年度開成町民センター老朽化対策工事。2つ目としてまして契約金額、一金2億4,252万8,000円。3としまして契約工期、令和6年5月22日から令和8年2月28日まで。4の契約の相手方ですが、同郷建設株式会社ということです。

続いて、次のページを御覧ください。変更内容についての資料となります。事業内容は、工事の事業名、契約工期、工事場所、工事概要となります。

上から2つ目の契約工期を御覧ください。11月議会で御承認いただきました繰越明許費に係るものであり、工事のうちエレベーター更新に係る工事について、今年度中の工事完了が難しいため、令和7年度にかけて工事を繰り越すため工期を1年延長するものとなります。

次に、主な変更内容について。施工を開始した後で判明した現地の状況により施工内容を変更するもののうち、主立ったものを挙げてございます。

次のページ、変更理由を御覧ください。下段のうち、1つ目が先ほど説明いたしました契約工期の変更でございます。2つ目は増額対象のもの、電気配管及び給排水管の追加、会議室及び床材の更新などを行うためのものがございます。3つ目は減額対象のもので、機器の再利用や施工の仕様を見直すことなどにより減額するというものがございます。詳細については主な変更内容、先ほどの1つ前のページ、こちらを御覧いただければと思います。

最後に、事業費を御覧ください。こちらに記載の額は、消費税及び地方消費税込みの額となっております。変更前契約金額は2億4,970万円でございます。変更後契約金額については、2億4,252万8,000円となります。増減額としましては、717万2,000円の減となるものがございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

5番、武井です。

変更内容の7番になります。石綿調査及び石綿含有材撤去と。含有材不明な建材

について調査を行い、必要に応じて撤去、処分するというところ。いわゆるアスベストというところだと思うのですが、過去に旧庁舎の解体だったりとか文命中学校の大改修の中で、このアスベスト問題、必ず出たりしているのですが、今回に関しては、もうほとんど、そういうことも加味した中で実際進んでいると、大きな変化はないと理解していいのでしょうか。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの議員の質問にお答えいたします。

まず、当初見込んでいた部分もあったのですが、今回の石綿調査に関しましては、具体的に申し上げますとトイレの個室の仕切りの部分、ここの建材を解体していった中で、中に含有材不明なものがあったということ。それと、防火シャッターの周りにある建材、ここの中にも含有材不明のものがあったということで調査を行いたいというものでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

分かりました。2か所、大きなところではトイレの床、それから防火シャッター周りということなのですが、これから調査を行いたいということですが、取りあえずスタートもある程度、今後決まっているのだと思うのですが、調査することによって、またここが、金額が増えてくるとかということはないと考えていいということでしょうか。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

調査することで、その後の対応というものもそれなりに変わってくるかと思えます。現在のところ見込まれる金額というところで積算をしておりますので、現状ではこの形ということでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

1番、清水です。

主な変更内容の1、エレベーター更新工事の次年度への繰越し、製品の供給が滞っているため次年度に施工を繰り越すということです。このような件が全国的にもかなり多く、様々な建物で今後も増えていくと懸念していますが、エレベーターが

次年度に繰越しということで、町民センターはもう1月からオープンということでありますけれども、では、次年度に町民センターが開いている状態でエレベーターだけが使えない、3階に行くのも階段のみになるという時期が来るという理解でよろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

まず、1月に再開館した時点でエレベーターがどうなっているかというところについては、まず、現在使用しているエレベーターが故障しているわけでもございません。故障した場合に交換する部品がないということなので、そのために製品を交換する必要が今、出てきているというところですので、故障しない限りは基本使えるよという状態でございます。

それと、来年度、交換工事をしているタイミングでは、どうしてもエレベーターは当然使えなくなりますので、そのタイミングでは3階まで階段で上るなりという形にはなってしまうのかなというところですよ。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

では、その時期がまだこれから決まると思われますので、そのような期間なども業者さんと打ち合わせて、十分な議論で利用者の方々に不便がないように、できるだけ不便がないように、また講じていただきたいと思っております。

続けて、ちょっと異なる質問になりますけれども、御担当である生涯学習課以外に公共施設管理を担う財務課の説明会、エレベーターのみならず、今は床などで様々な必要性が判明したということがありますが、そうしたところの現場での立会いというのはあるのでしょうか。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高島大明）

ただいまの御質問にお答えいたします。

財務課につきましては、今回の町民センターの改修工事に関わっておりまして、具体的には、予算の措置であったりとか、こういった議場の説明だったりというのは、当然、予算のほうは町民センターを所管している生涯学習課で行っていただいているのですが、今回の工事の設計の変更のところについても、基本的には財務課の技術職員と生涯学習課の担当者と、あと設計、施工管理を委託している建築の資格を持っている業者、その三者で協議を行いまして、どうしても必要になってくるところを精査はしております。ですので、財務課も関わって工事

は進めているという状態になります。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

では、今、改定していらっしゃる公共施設の管理計画に実際の利用実態も検討に入れるというところでしたので、今回のように管財を担当される方にも現場に立ち会い、実際、見ていけば利用者の声を聞いたときの理解も早いと思われましたので、今の御答弁を聞き納得いたしました。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに。

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

9番、佐々木昇です。

確認させていただきたいのですけれども、ここに提示されている717万2,000円という金額はエレベーター更新工事にかかる金額という理解でよろしいのか、お伺いします。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

この717万2,000円につきましては、あくまでも、エレベーターは来年度に繰越明許という形で移す形になりますので、ここに関しては、変更理由の欄の点が3つございしますが下の2つの部分、増額と減額、ここの差引きの金額という形になります。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

ありがとうございます。かなり700万は大きい金額ですけれども、これは事業者さんと、変な話ですけど、事業者さんの納得しているのでしょうか、町とどのようなお話をされたのか、お聞かせください。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

事業者さんの納得というお言葉がありました。こちらについては、工法だとか、

あと既存の例えばトイレの資材だとか、そういったもので特段変える必要がないものだとか、そういったものがこれだけあるよ、工法もこうしたほうがもっと費用が抑えられて効率的だよといった提案をむしろ事業者からいただいて、このような形ということで今回変更契約を出させていただいているということです。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

ありがとうございます。

もう1点だけ確認させていただきたいのですけれども、ただいまのに携わる工事、こちら工期延長の工期に入ってしまうのか。こちらの工事、工期延長に関わるのはエレベーター更新だけなのか。ほかの工事変更内容に関わっている工事は、来年の2月28日までに完了されるのか、その辺だけ確認させてください。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの御質問にお答えいたします。

エレベーターのみが次年度への繰越しということで、今、工事については順調に進んでいるというところでございますので、1月初めの開館に向けてというところで取り組んでいるところでございます。あくまでも老朽化対策工事ですので、工事をしていく中で何かトラブルが発生してしまった場合については、場合によっては別の対応を取る可能性は出てくるのかなというところではございます。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田です。

私も、変更理由の中のポチの2つ目に会議室及び床材の更新を行うための増額とあります。こちらは、契約をするときには更新するということは入っていなかったのか、それとも、こちらは、会社で修理をしていくうちに改めてこういうことが発生したので、こういう金額を乗せてきたのか、それとも、もう事前にそういうことも入った上での金額の中で、またそこを増額するという意味でこういう増額する金額を出してきたのか。確かに、マイナス700万というのは大きな金額で非常によろしいのですけれども、増額に関してちょっと気になって説明をお願いしたいのですが。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの御質問にお答えいたします。

当初では、今御指摘の案件については見込んでございませんでした。ただ、まず会議室については、壁紙を更新したいというところについては、今回の老朽化対策工事を行っていく中で、工事の進捗を気にされている住民の方々、たくさんいらっしゃいまして、壁紙をきれいにしてもらいたいなという声その後多く聞かれたということ、それとLED化することで壁紙の劣化もよく目立つようになるということで、ここで更新をしていきたいということです。

それと、床材ですが、これは工事をしていく中で発見したということなのですが、ひび割れだとかくぼみといったものが出てきている箇所がありましたので、このタイミングで更新したほうが住民の利便性を高めるということではよいのかなということで、入れさせていただいてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

御説明、ありがとうございました。理解いたしました。そういうことで更新していく分には町民の皆さんのためだということで理解はしますが、自分のほうで理解不足もあって、これが、契約した会社が当初は少ない金額で落として、後から、ちょっと言葉は悪いですけど、そういう形できてきたこと。気になって質問させてもらいましたが、そうではないということで理解をいたしました。よろしくをお願いします。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

8番、寺野でございます。

1番の更新工事の次年度の繰越しは、理由も供給が滞っているためということで理解はするのですが、今は12月の頭でして、2月28日までですと、およそ3か月、3か月の中で製品の納期と工事が難しいということで来年度へ繰越しということは十分理解はしております。今の現段階で、どのくらいのタイミングで納期がありそうかとということは、把握はされていますでしょうか。もしくは、全く今の段階ではまだ未定ですなのか。分かれば、教えていただけますか。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

発注段階でもエレベーターの世界的な品薄ということは把握をしておりましたので、発注に当たり、その辺のことを含んだ形での仕様書を作成して発注をかけてご

ざいます。その中で、では、繰越しをして、いつ入るのかということなのですが、確約はできないというところはあるのですが、来年度中には入る見込みだということで、今、事業者からはお話を聞いているところです。

以上です。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。来年度中というのは、結構11か月ありますので広いので、4月、5月早々なのか、また年度末、年度ぎりぎりになってしまうのか、まだ今のところは分からないという認識でよろしいですね。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの御質問にお答えします。

どうしても、あくまでも世界的な品薄という状況になっていますので、ここについては幅広で来年度中というような見込みでございますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第55号 工事請負変更契約の締結について（令和6年度開成町民センター老朽化対策工事）、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第5 議案第56号 令和6年度開成町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（高島大明）

それでは、議案第56号 令和6年度開成町一般会計補正予算（第5号）につい

て御説明いたします。資料は2ページを御覧ください。

第1表、債務負担行為補正です。今回は3件の追加があります。

上段から1件目、事項、開成町グリーンリサイクルセンター指定管理料、期間、令和6年度から令和9年度まで、限度額、2,760万円です。

次に、事項、あしがり郷「瀬戸屋敷」指定管理料、期間、令和6年度から令和9年度まで、限度額、5,094万円です。

最後に3件目、事項、開成水辺スポーツ公園指定管理料、期間、令和6年度から令和11年度まで、限度額、8,150万円です。

これらについては、令和7年度からの指定管理事業を執行するため債務負担行為を設定するものです。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

9番、佐々木昇です。

またちょっと確認させていただきたいのですけれども、私、現在の使用料を確認できなかったのですけれども、まず、現在の使用料と債務負担行為に今回提出された議案の中の使用料で変化があるのか、同じような使用料なのか、確認させてください。

○議長（山本研一）

すみません。使用料か管理料かというのは、どちらでしょうか。

○9番（佐々木昇）

管理料です。

○議長（山本研一）

管理料。

○9番（佐々木昇）

指定管理料です。すみません。申し訳ございません。

○議長（山本研一）

指定管理料でお願いします。

財務課長。

○財務課長（高島大明）

ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらにつきましては債務負担行為額になってきますので、書いてある期間中の上限の限度額という形で記載の額になっております。指定管理料については、これは、ここで債務負担行為をしまして、例えば、グリーンリサイクルセンターであれば令和6年度中に、この後議案もありますし、実際お認めいただければ契約に進むという形になりますけれども、それがあつた後に令和7年度、8年度、9年度に実際に指定管理料が発生してくると。それにつきましては、3年間の期間の総額で、

例えばグリーンリサイクルセンターであれば2, 760万円になってくると。

ただ、こちらは上限額になっておりますので、毎年度の指定管理料につきましては、毎年度ごとに協定を結んで実際には決める形になります。

以上です。

○議長（山本研一）

質問が、今まで幾らだったかという。

○財務課長（高島大明）

ああ、今までですか。

○議長（山本研一）

ですよ。

○財務課長（高島大明）

すみません。今までの各施設の指定管理料が、それぞれ例えば幾らだったかということですかね。それであれば、すみません、今ぱっと手元に資料がないので、調べる時間をいただければと思います。すみません。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（高橋清一）

開成町グリーンリサイクルセンターの関係でお答えします。

今、現状の指定管理料という形でいうと、上限額が920万、年間。次に更新をさせていただくための債務負担行為という形で、3年間で同じ920万円という形の中での設定ということでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

すみません。私も、ちょっとごちゃごちゃしてしまうところで。限度額、この議案については限度額設定。私、ちょっと気にしているのが、今後、また物価の上昇とかで値上がっていく部分をどう見ているのかなど。現状の限度額のまま今後3年、5年の契約になりますけれども、このままで収まっていくと見られているのか。その辺を単純に聞きたいというところでございます。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高島大明）

ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらの指定管理者につきましては、募集する段階で、この期間については上限額はこの額だという形での条件をこちらから指定した中で応募していただいて、実際に決めていくという形になっておりますので。町としては、この期間の中でこの額だというところを考えていますし、相手方も町がそう考えているという中のとこ

ろで、この期間の中はこの額だと納得した上で手を挙げてきていただいているはずですので、よほどの天変地異みたいな話があれば話は別ですけれども、通常の範囲内の物価の高騰だとか人件費のとかというのは、もともと想定した範囲の中で手を挙げてきてくださっているものと考えているところです。

以上です。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

ちょっと補足をさせていただきたいのですが、基本的に指定管理料ですから委託料ではないです。どういうことかといいますと、さきの9月議会でしたっけ、使用料の、先ほど議員が言った、その上限額の条例改正等々を御審議いただいて、お認めいただいていますけれども、収入が指定管理者についてはあるわけなので、それとの見合いで指定管理料が決まってくる。

したがって、使用料も承認を得て決めるものですから、それは次の、つまり来年度からの指定管理者が計画した計画書の中で、町がこの使用料の上限の範囲であるならばいいだろうとか、あるいは町民が使う部分であればもう少し下げられないかとか、いろいろやって使用料が決まってくるわけで、収入の見合いによって管理料が決まってくると。委託料ではないと強調しておきますけれども、そういうことで御理解いただければ。

○議長（山本研一）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

5番、武井です。

3つの指定管理の期間について、質問させてください。前回に関しては、前回というか今は全て3つとも5年間という期間になっておりますが、今回グリーンリサイクルセンターと瀬戸屋敷は3年になっていると。これは、どういう理由からなのでしょう。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（高橋清一）

お答えします。私からは、グリーンリサイクルセンターの関係という形で申し上げます。

こちらの施設については、御存じのとおり、町内で収集した剪定枝、草等についてリサイクルしていくという形の中で運営をしている施設でございます。こちらについて、いろいろと、平成16年当時からでしょうか、運営してきて、いろいろな部分で経営を重ねてきたというところがございますけれども、なかなか指定管理料

であったりとか、いろいろな運営については、まだまだ課題があるのかなと感じているところがございます。

その中でいうと、より一層民間での活力を発揮していただきたいということで考えると、5年間というよりも短期の中で、ある程度調整していけないのかなと。要は、経営改革という部分については、やはりスピード感を持たなくてはいけないという部分が1点。

そして、先ほどの近年の物価の高騰、いろいろな部分を考えていくと、なかなか経営状況、長期の部分では見通せない部分というのですか。そこについては、上限については、今、現状の上限と同額という形を考えた中でいうと、うまく経営改革が進めば、そういった指定管理料は減ってきますけれども、なかなかそうもいかならないかなという部分で思うと、そこは経営状況によっては上限額の関係というのにも影響してくる可能性があるという部分も思っています。

そういったところでいうと、そこは短期の中でいろいろな部分での経営への改善等を促していった中でやること自体が、より町民にとって、施設にとってよいのではないかという考えの下で、5年から3年という形で期間を変更したというところがございます。

以上です。

○議長（山本研一）

よろしいですか。

産業振興課長。

○産業振興課長（中村 睦）

あしがり郷「瀬戸屋敷」の3年といた部分について、回答をさせていただきたいと思います。

あしがり郷「瀬戸屋敷」の3年につきましては、これまでは5年だったというところで3年という形にさせていただいたのは、瀬戸屋敷の敷地内ではあるのですが、管理のエリアに入っていない管理棟といった部分がございます。今まで、そこに居住をして管理をしていただいていた管理人さんがお亡くなりになり、その活用について検討して、この3年間の中で検討して、そこを管理エリアに含めるかどうかといったところを決めていくという中で、5年ではなく今回の募集については3年とさせていただいたところであります。

以上です。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

それぞれ個別の理由があるということなのですね。グリーンリサイクルセンターは物価だとか経営の改善だとか、そういうスピード感ということで少し短くしてみようと。瀬戸屋敷に関しては、管理棟が管理のエリアに入っていないので、人材の問題等があるから、それを検討していくために3年ぐらいにしてみようということ

と理解していいわけですね。

ということは、もしかすると、これからいろいろな、ちょっと水辺がよく分からないのですけれども、指定管理というものの自体が期間が短くなっていく方向になっていくと理解しておいていいわけですか。それとは全くリンクしないということでしょうか。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

今の御質問にお答えいたします。

基本的には、これは債務負担の補正ですので、できることなら次の議案の部分等々で御質問いただいたほうが、よりいいかなとは思いますが、総じて概要をお話ししますと、指定管理の期間については、一応指針ですとかガイドラインですとか要綱をつくって、それでやっていますけれども、その中にはおおむね5年とするという記載はございます。実際問題。

ただ、指定管理の期間というのは、先ほど議員がおっしゃったとおり、基本的にはみんな一緒というのは逆におかしいわけでありまして、例えば、どういうことかという、収益が非常に上がるだろうとか、あるいは収益がほとんどないという場合には全然違って、収益が上がる要素があるよという形であれば、あまり短い期間で指定管理をすると、つまりライフサイクルコストなりなんなり収益なりが非常に計画しづらい。参加する業者というか、団体がです。そういう場合には、ある程度長く取って、この期間であるならばペイできるし、もうけも出てくるよとかという場合もあるわけです。

ところが、ほとんど収益がなくて本当に管理、純粹に公共施設の管理だけを任せていくよということであれば、ほぼほぼコスト全てが指定管理料みたいな形になるわけですが、そういった場合については、ある程度短い期間で、それで管理の、毎年モニタリングはしますけれども、トータル的に管理が、この管理者が適正に町民のための利益になっているのかとかというのを判断して、あまり長いのは逆によくないと。

そういう考え方でありまして、結論からすると、施設ごとに同じということよりも違うというほうがスタンダードかなとは考えています。

○議長（山本研一）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第56号 令和6年度開成町一般会計補正予算（第5号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第6 議案第57号 指定管理者の指定について（開成水辺スポーツ公園）を議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。開成水辺スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第7条の規定により、指定管理者に開成水辺スポーツ公園の管理を行わせるため、指定管理者の指定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

それでは、ファイルナンバー05、議案第57号を御覧ください。

では、議案を朗読いたします。

議案第57号 指定管理者の指定について（開成水辺スポーツ公園）。

次の者を開成水辺スポーツ公園の指定管理者として指定したい。よって、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1、管理を行わせる公の施設の名称等。名称、開成水辺スポーツ公園、位置、開成町吉田島2710番地。

2、指定管理者の名称等。名称、開成スポーツパートナーズ、代表者、湘南造園株式会社、代表取締役、眞壁潔、所在地、平塚市万田2丁目10番17号。

3、指定の期間。令和7年4月1日から令和12年3月31までの5年間。

令和6年12月3日提出、開成町長、山神裕。

添付しました資料でございますが、1ページ目が開成スポーツパートナーズからの指定申請書のかがみの写し、2ページ目に生涯学習課長から指定管理者選考委員会委員長宛ての選定依頼書、3ページ目が選考委員会委員長から生涯学習課宛ての候補者選定結果報告書、最後の4ページ目が評価書となっております。

それでは、選定の経緯につきまして、開成町指定管理者選考委員会委員長である副町長から御説明申し上げます。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

それでは、私から御報告申し上げます。

まず、最初に訂正のおわびをしたいと思うのですが、参考資料の今、課長からありました4ページ目の評価結果書の表で委員が8人ございますが、委員のナンバーが委員ⅠからⅡ、Ⅲ、Ⅳとずっと行きますが、Ⅵ、Ⅵ、Ⅵとなっていますのが、これはⅥ、Ⅶ、Ⅷになりますので、訂正をさせていただきたいと思います。

それでは、御報告、御説明いたします。開成水辺スポーツ公園に係る指定管理者の選定経緯、審査方法及び選定結果について説明いたします。

開成水辺スポーツ公園については、現在の指定管理期間が令和7年3月31日までとなっております。それに伴い、令和6年6月17日に施設所管課の生涯学習課長から選定委員会委員長宛てに開成町公の施設指定管理者募集基準依頼書が提出されました。これを受け7月11日に選定委員会を開催し、開成水辺スポーツ公園の指定管理に関わる募集基準や選定基準などを審査いたしました。その結果、選定基準を含む募集要項等をまとめ、指定管理期間は5年間とし、公募による募集を行うことを決定いたしました。

その後、所管課である生涯学習課において8月9日から9月20日までの間、募集を受け付けましたところ、1団体、開成スポーツパートナーズからの指定管理者指定申請書が提出され、それを受けて所管課長から当委員会宛てに候補者選定依頼書の提出がありました。

10月2日と10月10日には選定委員会を開催し、参加資格の確認と選定基準を満たすかを審査し、さらに応募団体へのヒアリングを実施し、委員会として最終決定いたしました。ヒアリングでは、まず応募団体による事業計画書等の説明を受け、その後、提出書類に関わる質疑を行いました。

当委員会は、私のほかに参事5人の内部委員、これは内規上、基本的にはこの6人で行うという形になっております。外部委員としては、それぞれの、水辺スポーツ公園に限らず、ケース・バイ・ケースで外部委員を検討して参加をしていただくという形になってございます。水辺スポーツ公園の分については、6人の内部委員に加えて外部委員として、開成町パークゴルフ協会から井上三史さん、開成町スポーツ協会から福住新一さん、それと税理士の藤井宏さんを含む9人で構成いたしました。ただし、藤井税理士につきましては、総合的な判断というよりも専門的な立場からスポーツパートナーズの収支計画書の審査をいただきました。基本的には、経営上、特に問題はないという形での評価となっております。

また、選定の評価項目としては、利用者の平等な利用の確保、公の施設の効果的な活用と管理経費の縮減、安定的な管理を行う物的及び人的能力、応募団体の経営状況など、それらが優れているかを審査いたしました。評価の内容については、まず、選定条件とした法令等による指定資格の項目を満たしていることを確認した上で各委員の評価を合計した結果、委員8人の総合得点は6,400点中3,620点で、得点率は56.56%でした。詳細につきましては、議案の添付資料の4ペ

ージ目にございます。

特に、選定した主な理由としては、まず、現在の指定管理者として長期の実績があり適切な管理運営が期待できること、また、公園等施設について県内で数多くの実績があり豊富な知識と経験を有していること、スポーツ公園としてグラウンド整備等に高い技術を有する技術者が多く在籍していることなどを高く評価し、選定させていただきました。

説明は以上でございます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

9番、佐々木昇です。

まず、水辺スポーツグラウンド、私、開成町にとって非常に可能性がある施設だと感じておりますので、お聞きしたいのですけれども、まず、結果の中でモニタリングあたりでも指摘されているところのですけれども、パークゴルフ場の利用者の減少対策、こちらが不十分ということなのですけれども、この辺について町はどのような評価というか考えを持っているのか、お聞かせください。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

パークゴルフ場の利用者の減少対策ということに関しましては、指定管理者の努力以外のところ、近隣にパークゴルフ場が多数、今、存在している状態ですので、今まで開成町に集中していたお客さんが分散してしまっているというところが、まず1点、状況としてあるかと思えます。その上で、開成町の子どもだとか、ふだんパークゴルフ場になじみがない方の利用へのいざないといいますか、そういったところについて、今のところ、それだけの努力がまだできていないのかなというところで課題があるかなと感じているところです。

ここについては、今、指定管理者とともに、これからの5年間、開設当初の盛り上がりまでというのは近隣の状況もございますのでなかなか難しいですが、できるだけ回復をしていきたいということで、いろいろなアイデアを出していきたいということで調整をしているところでございます。

すみません。あと、先ほど私の説明の中で指定管理者選考委員会というふうに説明をさせていただきました。正しくは指定管理者選定委員会の誤りでございます。名称の訂正をここでさせていただきます。申し訳ありませんでした。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

補足させていただければと思います。

利用者増への取組という意味では、先月、初めて三世代交流と銘打って大会を催しました。趣旨としては多世代交流というパークゴルフに限った話ではない重要な目的もありますけれども、小さいお子さんからパークゴルフに、まずは知ってもらって、なじんでもらうという目的も兼ねての開催でございますので、同様に子どもたち向けという取組も今後、全体の利用者増加という目的のために取り組んでいきたいなと思っております。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

分かりました。長年携わっていただいている団体ですしノウハウもあるので、今後の取組に期待したいと思っておりますけれども。

あと、もう1点。私、先ほども言いました非常に可能性のある施設だと思っておりますので、何か新しい取組の提案とか、そんなものがあつたのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

選定委員会という立場から御回答いたしますが、基本的には、参加していただいたのは1者でしたので比較ができないということで、これまで指定管理を行っていた団体でしたので、その実績の中からも当然意識はした評価といたしました。したがって、それほどずば抜けた、いい評価では、はっきり言ってないですけれども、一応基準の合格点には達していると。それは選定委員としての評価。

町として、議員おっしゃられたとおり、指定管理とは言いつつ毎年モニタリングをしているわけですから、その辺の減っていくという部分は、指定管理者に全て任せるという一応、性能発注みたいな形にはなっていますけれども、やはり町自体も一緒になって、言われるとおり何か参加者が増えるような方策はないのかと。町としてはこんなアイデアがあるのだけど、指定管理者として、それが実現できるのか、できないとか、これはもう少し工夫できないかとかという、そういった一緒になってやっていくということが重要だと思っておりますので、今後はその辺、少ししっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

利用者増というか、新たなという意味での御質問と理解いたしまして、まだ決まっていらないのですけれども、2月1日に町制施行70周年を迎えて、令和7年度は年内、70周年記念、もしくは70周年を機にというタイミングを生かして様々な事業を展開していく予定となっております。その中で、パークゴルフに関しまし

でも、まだ決まっておきませんので構想段階ではありますけれども、同様に70周年を記念してといった事業も考えておるということをお伝えしておきます。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

5番、武井です。

選定の評価決定書、得点率が56.56%という形になっているのですが、これ、このほかにもまだ指定管理のところが出てくると思うのですが、どこで質問したらいいのかなというところがあるのですけれども、ここ全般のことについてお聞きしたいのですが。

まず、令和5年のモニタリング、先ほどもお話に出ていますけれども、水辺に関してはSという評価、ほかの3つ、これから出てくるのですがAという評価なのですが、どこも評価点というのが大体60%弱ぐらいという形になっているのですが、もちろん何人もの方でやられているということは理解しているのですけれども、Sという評価がついていながら60%弱というところの評価の仕方というところを少し説明いただければと思うのですが。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

それでは、お答えいたします。

評価の中身につきましては、基本的に評価できるところについては、芝の管理等についてはかなりいい評価、町民からのそういう声も聞きますし、現場を見た中でも、この辺にはないような非常にきちんとした管理をしていると。

一方で、先ほどから議論になっている収益性ですとか集客性ですとか、その辺のところについては、収益性については、あそこは基本的には河川敷という、全部ではないですけれども、そういった制約もある中において、あるのだけれども、ちょっと弱いなど。正直言って、応募者の。もう少し、もっと、最近あるキッチンカーを置くだとか、置いているときもあるみたいなのですけれども、そういった。夏の暑い時期は、特別暑いのは別ですけれども、そういったときに何か工夫してだとか、そういったところが少し足りないよという評価は、はっきり言ってございます。

点数的にいきますと、平均点が400点と考えている、考えているというか、そういう形になっていまして、それ以上が平均以上という評価の仕組みになっています。結果的に57%弱というか、そういう評価だということで御理解いただければと。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。  
（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第57号 指定管理者の指定について（開成水辺スポーツ公園）、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第7 議案第58号 指定管理者の指定について（開成町グリーンリサイクルセンター）を議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。開成町グリーンリサイクルセンター条例第7条の規定により、指定管理者に開成町グリーンリサイクルセンターの管理を行わせるため、指定管理者の指定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

環境課長。

○環境課長（高橋清一）

それでは、ファイル名については06、議案第58号を御覧ください。

では、議案を朗読いたします。

議案第58号 指定管理者の指定について（開成町グリーンリサイクルセンター）。

次の者を開成町グリーンリサイクルセンターの指定管理者として指定したい。よって、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1、管理を行わせる公の施設の名称等。名称、開成町グリーンリサイクルセンター、位置、開成町金井島2318番地1。

2、指定管理者の名称等。名称、共和衛生工業グループ、代表者、有限会社共和衛生工業、代表取締役、高橋恒雄、所在地、神奈川県足柄上郡開成町延沢642番地。

3、指定の期間。令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間。

令和6年12月3日提出、開成町長、山神裕。

次のページを御覧ください。共和衛生工業グループから提出されました指定管理者指定申請書になります。なお、こちらのグループは2者でございます。有限会社共和衛生工業と南足柄市にございますあしがら環境保全株式会社でございます。

次のページを御覧ください。環境課長から指定管理者選定委員会委員長宛てに提出いたしました開成町公の施設に係る指定管理者の候補者選定依頼書になります。

次のページを御覧ください。指定管理者選定委員会委員長から環境課長宛ての開成町公の施設に係る指定管理者の候補者選定結果報告書になります。

次に、最後のページを御覧ください。こちらは、指定管理者候補者選定に係る評価結果書になります。

次に、選定の経緯等の詳細につきましては、開成町指定管理者選定委員会委員長であります副町長から御説明申し上げます。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

それでは、私から御報告いたします。開成町グリーンリサイクルセンターに係る指定管理者の選定経緯、審査方法及び選定結果について御報告いたします。

開成町グリーンリサイクルセンターについては、現在の指定管理期間が令和7年3月31日となっております。それに伴い令和6年6月17日に施設所管課の環境課長から選定委員会委員長宛てに開成町公の施設指定管理者募集基準依頼書が提出されました。これを受け、7月18日に選定委員会を開催し、開成町グリーンリサイクルセンターの指定管理に関わる募集基準や選定基準などを審査いたしました。その結果、選定基準を含む募集要項等をまとめ、指定管理期間は3年間とし、公募による募集を行うことを決定いたしました。

その後、所管課である環境課において令和6年8月9日から9月20日までの間、募集を受け付けましたところ、1団体、共和衛生工業グループから指定管理者指定申請書が提出され、それを受けて当委員会宛てに選定依頼書の提出がございました。

10月2日と10月10日に選定委員会を開催し、参加資格の確認と選定基準を満たすかを審査し、さらに応募団体へのヒアリングを実施し、委員会として最終決定いたしました。ヒアリングでは、まず応募団体による事業計画書等の説明を受け、その後、提出書類に係る質疑を行いました。

委員会は、私のほかに参事5人の内部委員と、この施設については外部委員として藤井税理士を外部委員といたし、7人で構成いたしました。この件についても、藤井税理士については専門的な立場から収支計画についての審査をしていただきました。基本的に、経営的には問題ないという評価をいただいております。

また、選定の評価項目として利用者の平等な利用の確保、公の施設の効果的な活用と管理経費の縮減、安定的な管理を行う物的及び人的能力、応募団体の経営状況など、それらが優れているかを審査いたしました。評価点の集計に際しましては、選定条件とした法令等による指定資格の項目を満たしていることを確認し、各委員の評価を合計した結果は、委員6人による総合得点は4,560点中2,500点で、得点率は54.82%でした。詳細については添付資料のとおりでございます。

また、選定をした主な理由としては、現在も指定管理者として当該施設の長期の

実績があり適切な管理運営が期待できること、廃棄物処理業務について多くの業務実績があり、この経験を生かした管理運営業務の改善などが見込めること、経営改革には搬入量の増加によるチップ生産量の増加が必要であると分析し、そのための対応策を検討するという記述とヒアリング結果を評価し、選定ということといたしました。

詳細については評価結果書のとおりでございますが、これも平均点400点という形の中で若干下回った委員等もございますが、この辺の理由等については、処理の部分については特段全く問題ないのですが、その辺の経営改善というか、そのところをもう少し努力できるのではないかと。参加者は1者だったので比較のしようがなかったのですが、その辺の観点で若干低い評価をした委員も数人いるということで、結果的には合格点に達してございますので選定結果のとおり選定したということでございます。

説明等は以上でございます。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高島大明）

私のほうで、指定管理者選定委員会の事務局ですので、今の副町長の説明から1点修正させていただければと思います。

グリーンリサイクルセンターにつきましては、ほかの施設と比べて評価項目が1項目少ないというところがありまして、ほかの施設につきましては平均点が400点になっているのですけれども、こちらの施設につきましては平均点が380点となっておりますので、平均点を下回っている委員は一応おりませんというところは訂正させていただければと思います。

あと、先ほどの点数というところでいいますと、今回の指定管理者の選定委員会に関する選定の点数のつけ方の基準といたしまして、基本的に普通、標準的にきちんと業務ができるであろうというところについてが平均点の、要は、1項目当たりを、40点満点で1項目当たりあるのですけれども、普通だと、標準で全く問題なく業務が遂行できるだろうという評価についてが20点、要は平均点になってきまして、それよりも提案の内容が優れていると、優れているという箇所につきましては加点しますし、標準よりもこれは問題があるだろうというものがある場合については20点よりも点数が下がっているという形になっておりますので。

先ほどのモニタリングのシートとかでいいますと、通常の運営の中でのということなので別の視点で見ていると思うのですけれども、今回の指定管理の選定委員会におきましては点数が若干辛めになっていると。あくまでも優れた評価がされているかというところに重きを置きまして点数の採点の基準としておりますので、そのところで追加で御説明させていただきます。

以上です。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

(「なし」という者多数)

○議長(山本研一)

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長(山本研一)

討論がないようですので、採決を行います。

議案第58号 指定管理者の指定について(開成町グリーンリサイクルセンター)、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

(賛成全員)

○議長(山本研一)

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第8 議案第59号 指定管理者の指定について(開成駅前第1自転車駐車場)を議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長(山神 裕)

提案理由。開成町自転車等駐車場条例第7条の規定により、指定管理者に開成駅前第1自転車駐車場の管理を行わせるため、指定管理者の指定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長(山本研一)

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長(小玉直樹)

それでは、議案を朗読いたします。

議案第59号 指定管理者の指定について(開成駅前第1自転車駐車場)。

次の者を開成駅前第1自転車駐車場の指定管理者として指定したい。よって、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1、管理を行わせる公の施設の名称等。名称、開成駅前第1自転車駐車場、位置、開成町吉田島4440番地2。

2、指定管理者の名称等。名称、横浜サイカパーキング株式会社、代表者、代表取締役、森井清、所在地、神奈川県横浜市中区尾上町六丁目81番地。

3、指定の期間。令和7年4月1日から令和12年3月31までの5年間。

令和6年12月3日提出、開成町長、山神裕。

それでは、添付しました資料でございますが、添付の1ページ目が横浜サイカパーキング株式会社からの指定申請書のかがみの写しでございます。その次の2ページ目には地域防災課長から指定管理者選定委員会委員長宛ての選定依頼書、3ペー

ジ目が選定委員会委員長から地域防災課宛ての候補者選定結果報告書、最後の4ページ目が評価結果書となっております。

それでは、選定の経緯等につきましては、開成町指定管理者選定委員会委員長である副町長から御説明申し上げます。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

それでは、私から御報告いたします。

まず、さきのグリーンリサイクルセンターの評価結果書の詳細については大変すみませんでした。財務課長の申したとおりでございます。訂正をさせていただきたいと思います。

それでは、開成駅前第1自転車駐車場に係る指定管理者の選定経緯、審査方法及び選定結果について説明させていただきます。

開成駅前第1自転車駐車場については、現在の指定管理期間が令和7年3月31日までとなっております。それに伴い、令和6年6月17日に施設所管課の地域防災課長から選定委員会委員長宛てに開成町公の施設指定管理者募集基準依頼書が提出されました。これを受け、7月18日に選定委員会を開催し、開成駅前第1自転車駐車場の指定管理に関わる募集基準や選定基準などを審査いたしました。その結果、選定基準を含む募集要項等をまとめ、指定管理期間は5年間とし、公募による募集を行うことを決定いたしました。

その後、所管課である地域防災課において8月9日から9月20日までの間、募集を受け付けましたところ、1団体、横浜サイカパーキング株式会社から指定管理の指定申請書が提出され、それを受けて所管課長から当委員会宛てに候補者選定依頼書の提出がございました。

10月18日と10月25日には選定委員会を開催し、参加資格の確認と選定基準を満たすか審査をし、さらに応募団体へのヒアリングを実施し、委員会として最終決定いたしました。ヒアリングでは、まず応募団体による事業計画書等の説明を受け、その後、提出書類に関わる質疑を行いました。

この施設の委員会について、私のほかに参事4人の内部委員と、外部委員として藤井宏税理士を含む6人で構成しております。4人といいますのは、施設の担当の参事については施設所管課長を兼ねているため、本件については内部委員から外しております。また、この件につきましても、外部委員の藤井税理士については専門的な立場から収支計画書の審査をしていただき、経営状況等については全く問題ないという評価を報告いただきました。

選定の評価項目としては、利用者の平等な利用の確保、公の施設の効果的な活用と管理経費の縮減、安定的な管理を行う物的及び人的能力、応募団体の経営状況など、それらが優れているかを審査いたしました。評価点の集計に際しましては、選定条件とした法令等による指定資格の項目を満たしていることを確認し、各委員の

評価を合計した結果は、総合得点は3,200点中1,830点で、得点率は57.19%でございました。

この団体を選定いたしました主な理由については、現在も指定管理者として長期の実績があり適切な管理運営が期待できること、駐輪場運営について県内で数多くの実績があり豊富な知識と経験を有していること、機械化及びウェブサービスの拡張を進め利用者の利便性の向上が期待できること、施設の老朽化対策の提案があったなど、総合的に見て指定管理者として優れていると判断し選定させていただきました。

説明等については以上でございます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

1番、清水です。

こちらの長く務められている業者さんかと思いますが、施設の老朽化についての相談があるなど、町のよりよい町になるようにというところからの視点もある業者さんだと理解しました。そこを考えると、駅前に自転車置場がほかのところも増えている、それだけ需要が増えている。さらに、駅前の近くにお店があって、その駐輪場にも駅利用の方が止めてしまう。そのような自転車を別の場所、駅周辺、自転車置場周辺に置いてしまうということが町の課題ですけれども、そのようなところで、それはもちろん管理業者ではなく町が管理するところですが、そのような互いに相談して、より駐輪場に促すような町との関係性というのはいかがでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

駅前にも小田急さんの自転車駐輪場があるということは、承知をしているところでございます。ただ、うちの第1自転車駐車場についても、少し距離はあるのですけれども、利用実態からすると、直近の10月末の利用でいうと定期利用者は自転車は84%、原動機付自転車も89%ということで、令和5年度と比較して大分利用率も戻ってきた、コロナ禍前に戻ってきたという形です。

今、実際の横浜サイカパーキングさんも、現在の指定期間中にパスモですとかスイカ、交通系のICの定期利用券を導入したりして利用者のサービス向上に努めているということです。今回の提案の中にも、今度は新たに新規で申し込む方も、そういったインターネットですとかスマートフォンを利用して利用者のサービスの向上につなげていきたいといった提案もあります。

施設の老朽化についても計画的にラック等の修繕をやってございますので、引き

続き利用者増に向けた取組は連携してやっていければと考えております。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

町として補足をいたしますが、議員がおっしゃられたとおりに促しという部分でいうと、民間の自転車もあるので、町のここにというのはなかなか。でも、置いてはいけないところは、ここはまずいですよというのは促しはしなくてはいけない。あそこは放置自転車禁止区域の形にもなっていますので、店屋に来て違法駐輪したのが放置自転車になるのかどうかというのは非常に微妙なところですが、そういうのがあれば、本人もそうですけど、店屋さんですとか店舗ですとか、そういうところに、きちんとしたところに駐輪するようにという促しはしていかななくてはいけないのかなと思っておりますので、課題として受け止めていきたいと思っております。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

課題認識されているというところですか。

また、指定期間の間に、前もお話しさせていただいたことですが、紫水大橋が延伸されて需要が伸びるということ、もう町は見込まれているわけですが、そのような今後の指定管理の間にこういう町の動きが、町の動きというか、町にとってはそのような影響があるだろうという話はされているのでしょうか。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

それでは、お答えしたいと思います。

指定管理とはちょっと違うかなという感じはするのですが、そういうものも含めて。そういうものというのは状況の変化です、それについては、別に駐輪場だけではなくて、それは対応なりなんなりしていかなければいけないかなと考えております。具体的に今、ここではどこがどうとはお答えはできないのですが、そういう形で御理解いただければと。

○議長（山本研一）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第59号 指定管理者の指定について（開成駅前第1自転車駐車場）、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第9 議案第60号 指定管理者の指定について（あしがり郷「瀬戸屋敷」）を議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例第3条の規定により、指定管理者にあしがり郷「瀬戸屋敷」の管理を行わせるため、指定管理者の指定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（中村 睦）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第60号 指定管理者の指定について（あしがり郷「瀬戸屋敷」）。

次の者をあしがり郷「瀬戸屋敷」の指定管理者として指定したい。よって、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1、管理を行わせる公の施設の名称等。名称、あしがり郷「瀬戸屋敷」、位置、開成町金井島1336番地。

2、指定管理者の名称等。名称、株式会社オリエンタルコンサルタンツ、神奈川事務所、代表者、所長、根岸良和、所在地、神奈川県横浜市中区太田町4丁目55番地。

3、指定の期間。令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間。

令和6年12月3日提出、開成町長、山神裕。

添付しました資料でございますが、1ページ目が株式会社オリエンタルコンサルタンツ、神奈川事務所からの指定申請書のかがみの写し、2ページ目に産業振興課から指定管理者選定委員会委員長宛ての選定依頼書、3ページ目が選定委員会委員長から産業振興課宛ての候補者選定結果報告書、最後の4ページ目が評価結果報告書となっております。

それでは、選定の経緯等につきましては、開成町指定管理者選定委員会委員長である副町長から御説明申し上げます。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

それでは、御報告、御説明させていただきます。あしがり郷「瀬戸屋敷」に係る指定管理者の選定経緯、審査方法及び選定結果について御報告いたします。

あしがり郷「瀬戸屋敷」については、現在の指定管理期間が令和7年3月31日までとなっております。それに伴い、令和6年7月11日に施設所管課長の産業振興課長から選定委員会委員長宛てに開成町公の施設指定管理者募集基準依頼書が提出されました。これを受け、7月18日に選定委員会を開催し、あしがり郷「瀬戸屋敷」の指定管理に関わる募集基準や選定基準などを審査いたしました。その結果、選定基準を含む募集要項等をまとめ、指定管理期間は3年間とし、公募による募集を行うことを決定いたしました。

その後、所管課である産業振興課において8月9日から9月20日までの間、募集を受け付けましたところ、株式会社オリエンタルコンサルタンツ神奈川事務所と、株式会社、これは1188というそうです、の2団体から指定管理者指定申請書が提出され、それを受けて所管課長から当委員会宛てに候補者選定依頼書の提出がございました。

10月18日と10月25日には選定委員会を開催し、参加資格の確認と選定基準を満たすかを審査し、さらに応募団体へのヒアリングを実施し、委員会として最終決定いたしました。ヒアリングでは、まず応募団体による事業計画書等の説明を受け、その後、提出書類に係る質疑を行いました。

当委員会については、私のほかに参事5人の内部委員と、外部委員として元金井島自治会長の内藤登さん、税理士の藤井宏さんを含む8人で構成いたしました。藤井税理士については、専門的な立場から収支計画書の審査をしていただきました。収支計画等の判断、あと応募団体の経営状況等の評価については、藤井委員からは、特に株式会社1188については、経営的に問題ということよりも規模が非常に小さくて、オリエンタルコンサルタンツと比べるとちょっとどうなのですかという評価はございました。それと、参事5人の中で、この日も選挙の関係で委員1人が欠席という形の中で、1人少ない形で審査をいたしました。

選定の評価項目としては、利用者の平等な利用の確保、公の施設の効果的な活用と管理経費の縮減、安定的な管理を行う物的及び人的能力、応募団体の経営状況など、それらが優れているかを審査いたしました。評価点の集計に際しましては、選定条件とした法令等による指定資格の項目を満たしていることを確認し、各委員の評価を合計した結果は、6人全員が1位に株式会社オリエンタルコンサルタンツ神奈川事務所を評価いたしました。よって、指定管理者候補に選定をした次第でございます。

選定した候補者につきましては、現在の指定管理者としても長期の実績があり適切な管理運営が期待できること、施設利用に関し地域団体との連携に積極的に取り組んでいることなど、総合的に見て瀬戸屋敷の指定管理者として優れていると判断し選定いたしました。

ここは2団体の応募があったわけですが、もう一方の株式会社1188につきましては、ヒアリングの中の評価としては、非常に財政規模的には小さい団体で、現在の実績等のヒアリングでは、宮ヶ瀬ダムの駐車場の管理とかを指定管理としては経験があるという程度というか内容でございました。そういった部分も含めて、オリエンタルコンサルタンツ神奈川事務所が優れていると評価をした結果でございます。詳細については参考資料、添付資料の評価結果書を御覧いただきたいと思えます。

説明は以上でございます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

こちらの指定管理候補者は、多くの町民を巻き込む行事やイベントを活発にされていて、町も広報で取り上げるなど連携を密にされていると理解しています。ただ、近年は夏の酷暑で多くのイベントが秋に移行され、重なることも出てきたと思われまます。重なった一例として、これは瀬戸屋敷のほうが暑いから移行したというよりは、新たなイベントを開始したという理由ではありますが、先月11月には町の文化展と瀬戸屋敷の秋の市という大きな、これも、どちらも町民が多く参加して大変喜ばれたイベントですけれども、重なっていました。

町民向けの案内が、それぞれの案内チラシがありましたが、一方で、町のこちらでは、こんなこともしているよという紹介がありませんでした。参加者を取り合うような事態にならずに、お互いに相乗効果を図っていこうという前向きな考えがある候補者なのか、そちらを伺います。

○議長（山本研一）

産業振興課長。

○産業振興課長（中村 睦）

文化祭と、今、議員が言われた瀬戸屋敷の自主事業という形になりますが、秋の市というイベントが11月に実施をされました。この部分については同日に実施をされているということで、議員おっしゃるように相乗効果といった部分を今後、チラシを一緒に作るのか、または、それぞれのチラシにこういうイベントも実施をしているよというところを行うのか、それぞれの施設間を何らかの形で連携させるのかといったところは、今回やってみて課題として上がってきまして、指定管理者にもその旨を伝えて今後検討していこうという形になっております。そういった面では、連携を図れる可能性があるという指定管理者だということを認識しております。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田です。

選定評価の結果の中で、IV番の方とVI番の方の1188とオリエンタルコンサルタンツ、他の4名の方は点数的には拮抗というわけでもないですけれども二、三十点のポイントなのですけれども、こちらは非常に100点以上の評価のあれが違うのですけれども、この辺。この510ポイント、490ポイントを上げられた、これだけポイントが違うというのを、説明ができればしていただきたいのですけど。こういった形で、このような点数。

また、選定委員会というのが10月18と25日ですか、2回行われていますけれども、ヒアリングとか選定委員、こちらの会社を呼んでヒアリング等を行っているのは、2日間ともヒアリングを行っているのでしょうか、それとも1日だけなのか、その辺、教えてください。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

まず、後半のヒアリングについては1日だけ、両者同日に時間をずらしてやってございます。

IV番の委員等の比較をしますと、5つの項目、例えば利用者の平等な利用の確保等についても20点ほど差がございまして。公の施設の効果的な活用と管理経費の縮減というところが、IV番の委員の方は1.5倍ぐらい差がございまして。そこが一番大きいようでございまして。あとの管理を安定して行う、物的及び人的能力と団体の経営状況、その他の部分についてはオリエンタルコンサルタンツのほうが上回っていますけれども、差は、ほかの委員よりちょっと幅が広いという形で。繰り返しますと、公の施設の効果的な活用と管理経費の縮減という部分が基本的に一番点数の差がIV番の人は多かったということでございます。

あと、私の印象として総じては、1188という、株式会社になっていますけれども、いろいろ聞いてみると芸術家集団というか、そういう集団ということでした。指定管理の申請をしてくれているのは、直接その会社の方ではなくて、そこが委託をしたような、そういった方が、プロデューサーみたいな方が主に受け答えをしています。正直、その団体については、それがどうこうということはないのかと思うのですけれども、事業所等の登記上の本拠地というのが石川県の登録になっているのです。その辺のところは正直ヒアリング等の聞き取りはしなかったのですけれども、規模的に非常に小さくて、瀬戸屋敷の今のあの規模感からするとちょっと厳しいのかなという印象は受けました。

以上でございます。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田です。

いろいろ詳細にわたり、ありがとうございました。確かに、規模が小さいということで、実績もまだないということだと思いますけれども、瀬戸屋敷の場合には、これからはしっかりと、今もしっかりやってもらっているし、これからはいろいろ外国人も含めてたくさん来ていますので、もっともっといい方向に進めていっていただければと思って、あえてこのような質問をさせていただきましたけれども。こうやって、前は足柄上商工会等のところに参加したこともありましたが、やはりオリエンタルコンサルタンツが一番ということで、そういうふうに思っております。これからは所管課の課とも親密にいろいろ意見交換をして、より一層いい方向に向かっていくようによろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

4番、井上慎司です。

先ほど補正のほうでも少し説明があったのですが、管理棟の利活用について、この指定管理者候補のほうから何か御提案があったのなら、その説明をお願いいたします。

○議長（山本研一）

産業振興課長。

○産業振興課長（中村 睦）

議員にいただいた質問にお答えいたします。

この部分については、今回の募集では管理の範囲内に含まないということを募集の要項に入れてありますので、何か、こうやって運営していくとかというのは、もちろん今回の指定管理者の応募の中には入ってございません。

以上です。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

指定管理という部分から少し外れてしまうかもしれませんが、今後3年間は管理棟に関しては町が管理していくという認識でよろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

産業振興課長。

○産業振興課長（中村 睦）

指定管理の中に入ってございませんので、その部分については町の管理という形の中で管理をして、どのような活用が一番ふさわしいのか等々を検討していきたいと考えております。そういった中で、同一敷地内なので指定管理者から意見を伺うといったところは、もちろん進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

仕切りになっているのが生け垣だけだと思いますので、広く一体的な利活用が望ましいのかと思いますので、今後、選定された指定管理者と共に管理棟の利活用については進めていただきたいと思います。

○議長（山本研一）

答弁はよろしいですか。

○4番（井上慎司）

はい。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番、山下純夫です。

さっき出た株式会社1188のほう、ホームページ等も確認すると、トップページさえもできていなくて、アバウト・アスのところにちょこっと写真が出てくるだけというところで、先ほど副町長のお話にあったように、非常に規模が小さいというだけではなくて、マネジメント的な部分の不安もそれを見ただけでも出てくるのですが、そういう業者とある程度実績のあるオリエンタルコンテンツの点数の差が例えば委員Iの方に関しては10点しかないというところがあります。

ほかにも点数の差が10%以内という方もいらっしゃるのですが、この辺の委員さんの比較の対象の仕方というか、その辺り。なぜこんなに近似値になるのか、私、逆に、そこが不安になるのですけれども、その辺はどのように捉えていますでしょうか。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

それでは、私からお答えさせていただきます。

もう少し詳細に委員会等の部分をお話ししますと、先ほど、その辺の件についても御説明しようかと思ったのですが、芸術家集団みたいなというお話をさせていただいたのですが、全体的に受け答えをしたのはプロデューサーみたいな方がしたのですけれども、聞いていて、施設管理という部分からすると大変不安があるところですが、発想ですとか企画的な内容が、プロジェクターで映されて見たのですけれども、ちょっと新鮮感があるというか。

今のコンサルタントはずっと指定管理をやっていますので、変な意味ではないですけど、それに慣れてしまっているという部分。内容的にも非常にきちんと指定管理はしていただいていると思っていますが、そういった中ですると少し新鮮な感

覚があったということと、また、この評価に参加していない税理士の方とのみんな  
で話合いもするわけですけれども、その中でいうと、結構面白い感じはするよねと  
いうお話があったのは事実です。

その辺のところ、やはり致命傷になったのは、非常に実績がなくて小さくて、  
基本的に公の施設をきちんとまず管理できるのかという真正面からいった不安感と  
いうのが非常に強かったので、比較すると次点に落ちたと考えていただいてもいいか  
もしれません。詳細については、そんな感じです。

○議長（山本研一）

よろしいですか。

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

9番、佐々木昇です。

ありきたりな質問かもしれませんが、結果を見ますと、指定管理者として  
ブランド力の向上や瀬戸屋敷の長所を生かした質の高いコンテンツを提供する提案  
があったということですが、これだけ実績がある事業者さんが新たな提案を  
されてきたのかなという認識の中で、どのような提案があったのか、お聞かせくだ  
さい。

○議長（山本研一）

産業振興課長。

○産業振興課長（中村 睦）

議員の質問に対して、お答えいたします。

この部分の新たな提案といった部分につきましては、より磨きをかけていくとい  
うような提案内容だったのですが、今、受入れをしているインバウンドのツ  
アーの受入れについても、瀬戸屋敷にとどまるだけではなく北部地域に広がりを持  
たせて、そこでも受け入れてもらったりということを提案したり、地域一体となっ  
ていろいろなことを盛り上げていくということにも力を入れていくという提案をい  
ただきました。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

確認ですけど、新たな提案というよりは今ある事業を拡大、そして、また新たに  
地域の方たちとの連携というのも出されたということですのでよろしいですか。確認です。

○議長（山本研一）

産業振興課長。

○産業振興課長（中村 睦）

地域の方々との連携といった部分では、ほかにも収穫体験を地域を巻き込んで一  
緒にやっていくとか、幾つかの提案はありましたが、基本的には今言われたような

ブラッシュアップしていくと、地域と連携をしていくといったところを主張いただきました。

以上です。

○議長（山本研一）

よろしいですか。

○9番（佐々木昇）

はい。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第60号 指定管理者の指定について（あしがり郷「瀬戸屋敷」）、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

以上をもちまして、本12月定例会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

午前10時51分 散会

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証する。

開成町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員